

『草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例』
第2条第2項第10号アに係る審査基準 資料

一体と認められる開発行為の判断は、個別具体的な状況を次の要件に照らして総合的に判断します。

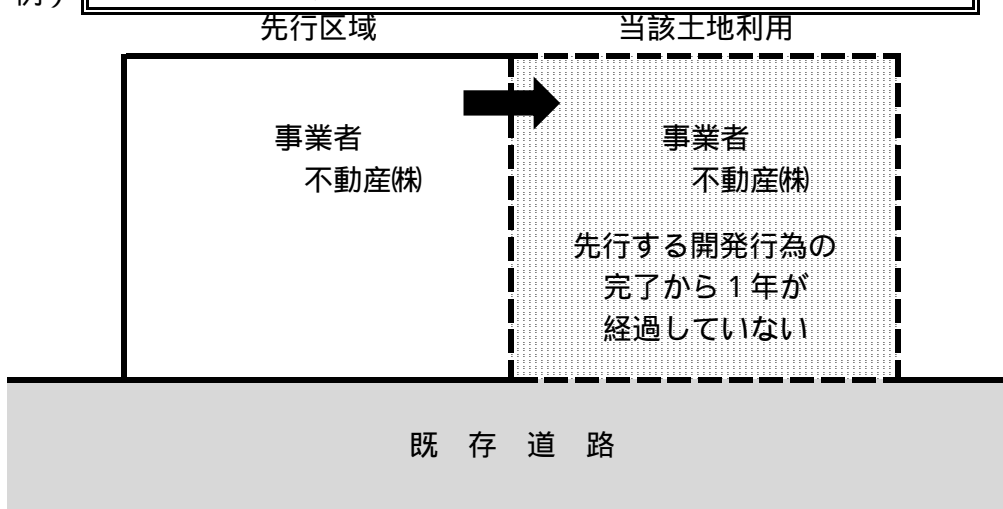
場所的同一性
土地所有者の同一性
事業計画（内容）の同一性
工事施工時期の近接性

一団の土地を分割して行う開発行為や連続して行われる開発行為について、次に該当する場合は、一連性を有し、一体的な土地利用であると判断します。

一体的な土地利用であるとは、事業者、土地所有者のいずれかが同一で、先行する開発行為の完了から1年が経過していない場合とします。なお、同一とは所在地が同一若しくは役員等が重複している法人又はグループ企業等である場合、その他客観的に判断してこれと同視すべきと認められる場合とします。

例)

一連性を有し、一体的な土地利用であると認められるケース



- 1 開発行為の完了とは、「都市計画法」第36条第3項に規定する工事の完了公告又は「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」第14条第2項に規定する検査済証の交付がなされたもの。
- 2 一体的な土地利用として判断された場合は、「都市計画法」及び「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」の手続きを行っていただきます。
- 3 この基準は、「行政手続法」第5条第1項及び「草加市行政手続条例」第5条第1項に基づくものです。